

令和6年度中小事業者省エネ診断業務（三八・上北・下北地域） 企画提案競技実施要領

1 取組の趣旨

脱炭素社会の実現に向けて、青森県における温室効果ガス排出量を削減するため、県内事業者を対象に、広く省エネ対策実践拡大を図るものである。

2 業務の名称

令和6年度中小事業者省エネ診断業務（三八・上北・下北地域）

3 業務の内容

別紙「令和6年度中小事業者省エネ診断業務（三八・上北・下北地域）仕様書案」を参照のこと。

4 費用（予定）

3,889千円（消費税及び地方消費税を含む）

実際の契約金額は、委託先選考後に見積書を徴取して決定する。

5 企画提案の実施方法

（1）方式

公募型企画提案方式

（2）企画提案数

1者1案とする。

（3）業務の内容等に関する質問

令和6年4月30日（火）17時まで、ファクシミリ又は電子メールにて受け付ける（様式任意）。なお、電話での質問は受け付けない。

質問があった場合は、令和6年5月7日（火）17時までに、その内容と回答を県ホームページに掲載する。

FAX：017-734-8065

E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

（4）選定の方法

書面により提案された企画を厳密に審査した上で選定する。

（5）スケジュール

令和6年4月30日（火）17時 業務の内容等に関する質問 受付締切

5月14日（火）12時 企画提案書及び見積書の提出期限

5月17日（金） 審査結果通知

6 企画提案書及び見積書の提出

- (1) 書類形式 A4判
- (2) 提出部数 7部
- (3) 提案内容
 - ア 業務全体の企画要旨
 - イ 業務実施体制
 - ウ 作業スケジュール
 - エ 見積書（積算内訳を記載）
 - オ 実施案及び普及啓発効果をより高める工夫の提案
- (4) 提出期限 令和6年5月14日（火）12時まで
- (5) 提出場所 青森県環境エネルギー部環境政策課 地球温暖化対策グループ
- (6) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (7) 提出された企画提案書の取り扱い
 - ア 提出された企画提案書は返却しない。
 - イ 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
 - ウ 採用された企画案を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。

7 企画提案の審査

書面審査による。

※なお、審査は「令和6年度中小事業者省エネ診断業務仕様書（三八、上北、下北地域）（案）」の業務内容において、

- ①企業訪問の事業者数が実施目標又はそれ以上の達成が見込めるか。
 - ②企業訪問について、事業者の現況に詳しい組織との連携や、効果的な対象範囲の選定など、省エネ診断の受診件数を増やすための工夫が提案されているか。
 - ③省エネ対策の実践サポートについて、省エネ診断受診から省エネ設備導入につなげるための工夫が提案されているか。
- その他により評価する。

8 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 業務の企画趣旨
業務全体の企画趣旨が適切なものとなっているか。
- (2) 業務の実施体制
事業の実施体制が無理なく確保されているか。経費見積が適正で、作業スケジュールから業務の円滑な執行が期待できるか。

(3) 省エネ診断の受診件数増に向けた取組

- ①企業訪問の事業者数が実施目標又はそれ以上の達成が見込めるか。
- ②企業訪問について、事業者の現況に詳しい組織との連携や、効果的な対象範囲の選定など、受診件数を増やすための工夫が提案されているか。

(4) 省エネ対策の実践サポート

省エネ診断受診から省エネ設備導入につなげるための工夫が提案されているか。

9 選定結果の通知

令和6年5月17日（金）までに、各提案者に対し採択の可否を通知する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は失格とし、選考の対象としない。

- (1) 本実施要領及び仕様書（案）に示された条件に適合していないもの
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他不正な手段により企画提案されたもの

10 その他

本業務への企画提案者は、別途実施している「令和6年度中小事業者省エネ診断業務（東青・中南・西北地域）企画提案競技」に企画提案を行うことができないものとする。